

石川県障害者施策推進協議会の委員を募集します



本県の障害保健福祉に関する施策を調査・審議する石川県障害者施策推進協議会の委員を募集します。県民の皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

募集期間 令和5年1月4日（水）～1月16日（月）

石川県障害者施策推進協議会とは、県の障害保健福祉に関する施策について調査・審議するため、障害者基本法に基づき設置される組織です。会議は原則として公開とし、概要、委員名簿等についてはHPで掲載しております。

■委員の概要

任期：委嘱の日から令和7年2月28日まで（2年間）

委員の義務：委員になられた方は、自らの学識、経験等に基づき審議に参加して頂きますが、以下の事項を遵守して頂きます。

- ・委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
- ・委員は、委員としての地位を政治的目的、営利目的、宗教的目的に利用してはなりません。
- ・委員は審議中、審議を円滑に行うため会長の指示に従って下さい。

委員の解嘱：知事は、委嘱した委員が以下の事項に該当した場合や、その他委員として適当でないと認めた場合には、委員委嘱を取り消す場合があります。

- ・心身の故障その他事由により職務の執行ができないと認められるとき
- ・職務上の義務違反があるとき

委員会の開催：毎年1～2回程度、平日に開催します。

委員謝金等：委員会にご出席いただいた場合は、県が定める委員報酬及び県の規定に基づき交通費をお支払いします。

■募集人数 1名

■応募資格

審議会に出席できる方で、次のいずれにも該当する方

- ・石川県内にお住まいの方
- ・県・市町などの公的な障害保健福祉施策や障害保健福祉活動に関わっていた等、障害保健福祉施策に対して幅広い知識と経験のある方
- ・年齢が令和5年1月4日現在、満18歳以上の方
- ・国及び地方公共団体の議員でない方
- ・常勤の国家公務員及び地方公務員でない方
- ・地方公務員法第16条各号に掲げるものに該当しない方

■申込み手続き

次の書類を健康福祉部障害保健福祉課に持参、郵送又は電子メールにより提出して下さい。

①応募申込書（別紙様式をご利用下さい。）

②小論文（様式自由）

<テーマ> 「石川県の障害者福祉の今後のあり方について」

<字数> 800字程度

■募集期間

令和5年1月4日（水）～1月16日（月）

※持参、E-mailの場合は1月16日（月）の17時必着、郵送の場合は当日消印有効とします。

※当方が応募申込書を受付した場合、連絡させていただきます。当方からの連絡がない場合、何らかの理由で応募申込書が届いていないことが考えられますので、お手数ですが、ご連絡をお願いします。

■選定方法

公募委員の選定は、選定委員会により行います。

一次選定：書類審査（提出された書類をもとに選定を行います。）

二次選定：面接（一次選定を通過された方に対し面接を行います。）

※面接は令和5年2月中旬ごろを予定しております。詳細（時間帯、場所等）については、後日改めて通知します。

※審査の結果、公募委員の選定を行わない場合もあります。

■選定結果の通知

文書をもって応募者全員に通知します。

■成績開示

本人に限り、成績の開示を行います。成績開示には、顔写真付きの身分を証明できるものを持参して下さい。

（郵送、電話による開示請求は認めません。）

開示期間：選定結果通知の日から起算して2週間

開示場所：健康福祉部障害保健福祉課

■注意事項

- ・提出頂いた書類は返却いたしません。
- ・応募にかかる交通費等は、応募された方の負担とさせていただきます。

ご不明な点などございましたら、お手数ですが下記までご連絡下さい。

<申込み・問い合わせ先>

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 健康福祉部障害保健福祉課（県庁9階）

電話 076-225-1428 メール shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp

HP <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/shingikai/sesakuisishin-kyougikai.html>



石川県 HP